

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三



長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では平成 29 年度の入札参加資格審査(土木、建築、電気、管、ほ装、とび・土工、網構造物、塗装、電気通信及び造園)における企業評価の参考とするため、該当する県内建設業者(長崎県内に本店を置く建設業者)からの届出を別添：長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件により受付が行われることとなり、本会へ長崎県土木部監理課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせいたします。

また、届出書の様式は、長崎県土木部監理課 建設業指導班ホームページ (<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/nyusatusanka/syukanten/syukanten.htm>) よりダウンロードできる事になっております事を申し添えます。

記

(1)届出対象事項

- 1.継続学習制度(CPDS)単位取得 (土木一式のみ対象)
- 2.継続学習制度(CPD)単位取得 (建築一式のみ対象) (※注)
- 3.障害者雇用
- 4.新規学卒者雇用
- 5.次世代育成雇用環境の整備
- 6.法定外労働災害補償制度
- 7.第三者賠償責任保険
- 8.女性の活躍推進

届出窓口：県民生活部 男女参画・女性活躍推進室

- 9.消防団協力(今回の届け出より追加)
- 10.ながさき土曜学習応援団(今回の届け出より追加)

届出窓口：教育庁 生涯学習課

- 11.協力雇用主登録等(今回の届け出より新たに追加)

(注)長崎県建築施工管理技士会会員の方と非会員では申請方法が異なります。

(2)評価の要件・添付書類

別添「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件」を参照願います。

(3)提出期間・提出先・提出方法

I)上記①届出対象事項の2継続学習制度(CPD)単位取得(長崎県建築施工管理技士会会員を除く)、8・10を除く事項

1)提出期間

平成28年10月3日(月)～平成28年11月18日(金)

平成28年11月18日(金)消印有効

必ず11月18日までに提出願います。

2)提出先(対象事項2・8・10を除く)

長崎県土木部監理課 建設業指導班

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13 TEL 095-894-3015

3)提出方法

持参又は郵送 郵送の場合は、封筒に主観点届出と朱書き願います。

☆**届出対象事項：1.継続学習制度(CPDS)単位取得**については、

- ① (一社)全国土木施工管理技士会連合会(以下、全国技士会という。)が実施する土木施工管理/継続学習制度(CPDS)の登録者
 - ② 審査対象特定日(平成 28 年 10 月 31 日)時点で会社に常勤で在籍する土木施工管理技士の資格を有する者
 - ③ 平成 28 年 10 月 31 日以前 1 年間に取得した学習単位(会社全体での合計：20 ユニット以上)
- の 3 点を満たすものが評価される事になります。

取得学習単位数については、全国技士会が発行する学習履歴証明書の提出が必要となります。

学習履歴証明書の発行申請につきましては、インターネットによる申請のみとなっております。全国技士会ホームページにアクセスのうえ**平成 28 年 11 月 1 日～11 月 10 日(17:30まで)**の間に申請手続きをして頂きますと、遅くとも 11 月 14 日までにメールにて送信されます。メールが届かない場合は、全国技士会へ問い合わせをして頂きますようお願いいたします。

また、手数料のお支払いは一括送金システム(※ 1)のみとなっておりますのでご注意ください。

- (1) 一括送金システムにて入金後、インターネットにより証明書発行の手続きをお願いいたします。
- (2) 受付メールが申請者に送信されますので、メールに記載の手順で手続きを進めてください。
- (3) 手続きが完了すると学習履歴証明書が送信されます。

なお、学習履歴証明書の発行申請については、10 月末までの学習履歴登録申請分が加算されているかをご確認のうえ、11 月 1 日以降に全国技士会へ申請手続きをして頂きますようお願いいたします。

※ 1：一括送金システム

一括送金システムとは、事前に任意の金額を送金し、その中から手続き料金を差し引くシステムであります。全国技士会 HP より一括送金システムのご登録後にご入金願います。なお、残高が少なくなれば、追加入金出来ます。ただし解約時に残金が発生した場合でもご返金はしておりませんのでご注意ください。

※ 詳細は CPDS ガイドライン(下記アドレスへアクセスのうえ、ご確認ください)の P17 をご参照願います。

☆**証明書発行手数料**

長崎県土木施工管理技士会正会員のみ：1 枚 20 名まで 500 円、21～40 名：1,000 円、20 名増える毎に 500 円が追加となります。
同技士会非会員が含まれる場合：1 枚につき 1,500 円／20 名まで

注) 証明書発行の詳細は、ガイドライン P15 をご参照願います。

2016年度版ガイドライン 掲載サイト

http://www.ejcm.or.jp/new_cpds/pdf/07cpdsguide070221.pdf

☆**届出対象事項：2.継続学習制度(CPD)単位取得**については、

- ① (公社)日本建築士連合会又は建築 CPD 運営会議が実施する建築技術継続能力開発(CPD)制度登録者
 - ② 審査対象特定日(平成 28 年 10 月 31 日)時点で会社に常勤で在籍する建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者
 - ③ 平成 28 年 10 月 31 日以前 1 年間に取得した学習単位(会社全体での合計：20 単位以上)
- の 3 点を満たすものが評価される事になります。

取得学習単位数については、(一社)長崎県建築士会又は建築 CPD 運営会議が発行する、CPD 取得単位証明書(会社)の提出が必要となります。

1. 長崎県建築施工管理技士会の会員の方

建築施工管理 CPD 制度事務局：(一財)建設業振興基金が、建築 CPD 運営会議の構成団体となっておりますので、同基金へ同取得単位証明書の発行申請(一部対象外の事例あり。申請手続き方法の詳細は、別途、長崎県建築施工管理技士会より後日、文書にてお知らせ致しますので、そちらでご確認願います。)をして頂き、その証明書を本会へ送付頂くこととなります。本会へ到着後、証明書の一覧表を作成し、(一社)長崎県建設業協会より県土木部へ提出致します。

継続学習制度(CPD)単位取得については、下記の2点にご留意願います。

i. 監理技術者講習について(一財)建設業振興基金が実施する講習)

長崎県へ提出する実績証明としては、通常の6単位の証明となります。(証明書に追加分の単位(講習終了後の試験：会場の平均点以上の場合の1単位追加含む)が記載されている場合は、その分は除外されます。)

ii. 表彰受賞者(国土交通大臣、地方整備局長、都道府県知事の表彰受賞者)

長崎県へ提出する実績証明としては認められない事になっております。(証明書に記載の場合は、その分は除外されます。)

同技士会会員の方は、同基金が発行する取得単位証明書を取得して頂き、下記提出期限迄に同技士会事務局へ提出願います。

1)提出期限

平成28年11月11日(金)必着

2)提出先

長崎県建築施工管理技士会 事務局

〒850-0874 長崎市魚の町 3-33 TEL 095-826-2285

3)提出方法 **持参又は郵送(FAX・メールは不可)**

※郵送の場合は、**必ず封筒に建築CPD実績証明書と朱書き**願います。

2. 長崎県建築施工管理技士会の会員以外の方

1)(一社)長崎県建築士会又は建築 CPD 運営会議が発行する CPD 取得単位証明書が必要となります。

(一社)長崎県建築士会への証明書発行申請について

申請手続き・手数料等の詳細につきましては、同建築士会のホームページ(下記アドレス参照願います)に記載されておりますので、証明書発行申請に必要な様式等につきましても、ホームページに掲載されておりますので、ダウンロードのうえ申請願います事を申し添えます。

(一社)長崎県建築士会 ホームページ

<http://www.nagasaki-shikai.jp/cpd/>

また、今年9月より、CPD 取得単位証明書発行手数料の料金改定がされておりますので併せてご確認願います。

なお、CPD 取得単位証明書の手続きについて、同建築士会へ確認(10/5 現在)したところ、会社単位での申請の場合は、申請書受理後、即日～2日程度で発行されるとの事でした。

(※)提出期間・提出先・提出方法

P1 (3) I)を参照願います。

2)(公財)建築技術教育普及センターへの証明書発行申請

同センターは建築 CPD 運営会議の構成団体となっております。

申請手続き・手数料等の詳細につきましては、下記アドレスへアクセスのうえご確認いただきますようお願いいたします。

(公財)建築技術教育普及センター ホームページ

http://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/index.html